

福岡市公報

令和5年6月29日 第6970号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規	次— 則	ページ
○福岡市庁舎管理規則の一部改正 (第76号)		2
○福岡市災害救助法施行細則の一部改正 (第77号)		2
○福岡市市税帳票等様式規則の一部改正 (第78号)		3
○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正 (第79号)		5
○福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部改正 (第80号)		5
○福岡市立発達障がい者支援センターの供用開始日を定める規則 (第81号)		6
○福岡市立障がい者就労支援センターの供用開始日を定める規則 (第82号)		6
○福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用開始日を定める規則 (第83号)		6
○福岡市公園条例施行規則の一部改正 (第84号)		7
○福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部改正 (第85号)		7
○福岡市消防本部組織規則の一部改正 (第86号)		8
告 示		
○指定納付受託者の指定 (第174号)		8
○地縁による団体の主たる事務所及び代表者の変更 (第175号)		9
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (第176号)		9
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (第177号)		10
公 告		
○一般競争入札の実施 (第176号)		10
○建築許可に係る公開による意見の聴取 (第177号)		11
○一の敷地とみなすこと等の認定の取消し (第178号)		11
○一定の一団の土地の区域内における建築物の位置及び構造の認定 (第179号)		12

○一定の一団の土地の区域内における建築物の位置及び構造の認定
(第180号).....12

○指定管理者の公募 (第181号).....13

○指定管理者の公募 (第182号).....15

○指定管理者の公募 (第183号).....18

○福岡市排水設備指定工事店の指定 (第184号).....21

正 誤

○令和5年5月18日付第6958号中正誤.....23

規 則

福岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第76号

福岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則

福岡市庁舎管理規則（平成4年福岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎及び博多区役所庁舎（財政局財産有効活用部財産管理課並びに税務部納税管理課、特別滞納整理課、法人税務課及び資産課税課（以下この表において「財産管理課等」という。）の庁舎に限る。）の項中「及び博多区役所庁舎」を「、博多区役所庁舎」に改め、「限る。）」の次に「及び舞鶴庁舎（福岡市立発達障がい者支援センター、福岡市立障がい者就労支援センター及び福岡市立中央障がい者フレンドホームを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年6月30日から施行する。

福岡市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第77号

福岡市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡市災害救助法施行細則（令和元年福岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「22,500円」を「22,700円」に、「17,100円」を「16,900円」に、「15,100円」を「14,800円」に、「15,900円」を「15,700円」に、「24,000円」を「24,200円」に、「23,000円」を「24,400円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第78号

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則

福岡市市税帳票等様式規則（平成17年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。
本則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第40項までを1項ずつ繰り上げ、第41項を第40項とし、同項の次に次の1項を加える。

41 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る申告書 様式第65号の4の4

本則中第70項を第71項とし、第48項から第69項までを1項ずつ繰り下げ、第47項の次に次の1項を加える。

48 軽自動車税標識（特定小型原動機付自転車用） 様式第70号の2

別記様式第38号を次のように改める。

様式第38号 削除

別記様式第65号の4の3の次に次の1様式を加える。

様式第65号の4の4

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る申告書									
年 月 日		納 税 義 務 者 所							
(宛先) 福岡市 区長		納 税 義 務 者 氏 名 又 は 名 称							
家 屋 の 所 在			福 岡 市 区			個人番号又は法人番号			
家屋番号	種 類	構 造	床 面 積						
			1 階	1階以外	計				
			㎡	㎡	㎡				
			㎡	㎡	㎡				
			㎡	㎡	㎡				
建 築 年 月 日	年 月 日		大規模修繕等工事完了年月日	年 月 日					
登 記 年 月 日	年 月 日		備考						
大規模修繕等工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由									

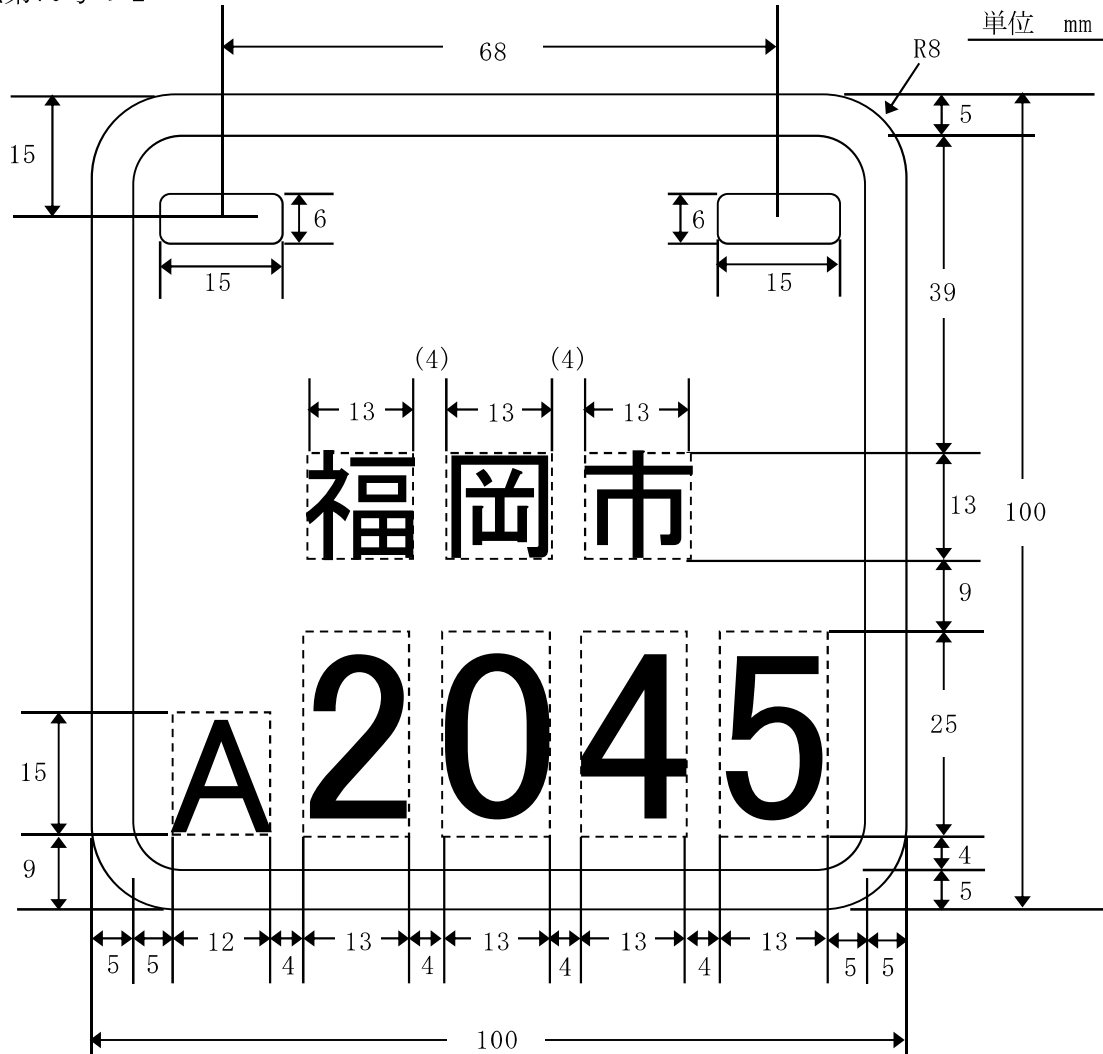
(注) 1 この申告書は、築20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する助言若しくは指導を受けたマンション又は管理計画認定マンションであって、マンションの外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事を施した家屋で、固定資産税の減額措置を受けようとする場合に提出していただくものです。
2 この申告書は、大規模修繕等工事完了後3月以内に所管の区役所課税課に提出してください。
3 地方税法施行令附則第12条第48項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付してください。

別記様式第65号の5中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

別記様式第70号中「第60条第1号アの原動機付自転車課税標識」の次に「(道路運送車

両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に係るものを除く。)」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第70号の2



備考

標識の地色等は、次のとおりとする。

種 別	標識の地色	標識の文字の色	標識に使用する英文字
福岡市市税条例第60条第1号アの原動機付自転車課税標識のうち、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に係るもの	白色	濃紺色	A、B、C、D、E

附 則

(施行期日)

- この規則中第70項を第71項とし、第48項から第69項までを1項ずつ繰り下げ、第47項

の次に1項を加える改正規定、別記様式第70号の改正規定及び同様式の次に1様式を加える改正規定は令和5年7月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市市税帳票等様式規則(次項において「改正前の規則」という。)別記様式第65号の5の規定により作成された帳票は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。
- 3 改正前の規則別記様式第70号の規定により作成された標識のうち、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に係るものは、この規則による改正後の福岡市市税帳票等様式規則別記様式第70号の2の規定により作成された標識とみなして使用することができる。

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第79号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則(昭和39年福岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記様式第20号の30から様式第20号の32までの規定中「留守家庭子ども会」を「放課後児童クラブ」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第80号

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則(平成17年福岡市規則第201号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第4項及び第6条第4項中「4,500円」を「4,700円」に改める。

第3条の2第5項及び第21条中「こども未来局長が」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市第3子優遇事業の実施に関する条例施行規則第3条の2第4項及び第6条第4項の規定は、令和5年4月分の副食費から適用し、同年3月分までの副食費については、なお従前の例による。

福岡市立発達障がい者支援センターの供用開始日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第81号

福岡市立発達障がい者支援センターの供用開始日を定める規則

福岡市立発達障がい者支援センター条例（令和3年福岡市条例第77号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市立障がい者就労支援センターの供用開始日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第82号

福岡市立障がい者就労支援センターの供用開始日を定める規則

福岡市立障がい者就労支援センター条例（令和3年福岡市条例第78号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用開始日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第83号

福岡市立中央障がい者フレンドホームの供用開始日を定める規則

福岡市立障がい者フレンドホーム条例の一部を改正する条例（令和3年福岡市条例第79号）附則第2項の規則で定める日は、令和5年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第84号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改める。

第25条中「、第15条第2項並びに別記様式第3号」を「並びに別記様式第1号、様式第3号及び様式第5号」に、「第15条第2項中「市長」とあるのは「市長（条例第23条の2第2項第3号に規定する使用料にあつては、指定管理者）」と、別記様式第3号」を「別記様式第1号、様式第3号及び様式第5号」に改め、同条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第23条第1項中「第23条の4に規定する」を「第23条の5の」に改め、同条第2項中「第23条の5第2項」を「第23条の6第2項」に、「第23条の4に規定する」を「第23条の5の」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条中「第23条の3第1項本文」を「第23条の4第1項本文」に改め、同条第6号中「第23条の3第2項」を「第23条の4第2項」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う占有許可）

第19条 条例第23条の2第2項第4号に規定する規則で定める許可は、移設又は撤去が容易であり、かつ、占有の期間が短期間である仮設工作物に対するものとする。

2 前項に規定する許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第85号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則（昭和46年福岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の表第11条第2項の項を削り、同表別記様式第1号の項中「別記様式第1号」の

次に「及び様式第7号」を加え、同表別記様式第2号、様式第3号、様式第8号及び様式第10号の項中「、様式第8号及び様式第10号」を「及び様式第8号」に改め、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。

(指定管理者が行う占有許可)

第12条 条例第18条第2項第3号に規定する規則で定める許可は、移設又は撤去が容易であり、かつ、占有の期間が短期間である仮設工作物に対するものとする。

2 前項に規定する許可に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第86号

福岡市消防本部組織規則の一部を改正する規則

福岡市消防本部組織規則（昭和38年福岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 主査の表中

総務部	総務課	消防長会	1	を
		学校機能強化	1	
総務部	総務課	消防長会	1	に
		学校機能強化	1	
	管理課	調査検討	1	

改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

告 示

福岡市告示第174号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定をした日
東京都港区台場二丁目3番2号 ユーシーカード株式会社	モバイルレジを利用して福岡市に納付される国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料	令和5年6月1日
東京都港区南青山五丁目1番22号 株式会社 ジェーシービー		

福岡市告示第175号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	六本松三丁目第三区町内会	会長宅（福岡市中央区六本松三丁目12番24号）	福岡市中央区六本松三丁目12番24号 村田 保
変更後		会長宅（福岡市中央区六本松三丁目4番30号）	福岡市中央区六本松三丁目4番30号 星野 俊英

福岡市告示第176号

土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定を解除する区域

福岡市博多区竹丘町三丁目7番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

福岡市告示第177号

土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市西区大字桑原163番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

公 告

福岡市公告第176号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	田隈中学校校舎内部改造電気工事（A長寿命化1）	

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
- (1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年7月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第177号

建築基準法第48条第15項の規定に基づき、同条第5項ただし書の規定による建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求め、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 意見の聴取の日時

令和5年7月3日（月）午後7時

2 意見の聴取の場所

福岡市南区花畑三丁目35番6号

福岡市花畑公民館

3 許可しようとする建築物の建築の計画

申請者の住所及び氏名	敷地の位置	用途地域	建築物の用途	工事種別
福岡市博多区榎田一丁目1番4号 九州スズキ販売株式会社	福岡市南区桧原三丁目288番4及び288番8	第一種住居地域	自動車修理工場・自動車販売事務所	増築

福岡市公告第178号

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、公告認定対象区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、同法第86条の2第1項の規定による認定の取消しをしたので、同法第86条の5第4項の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課長

2 認定の取消しに係る対象区域の位置

福岡市南区弥永四丁目1番1並びに弥永団地44番3、60番17、149番3、149番9、149番11、200番3、200番8及び241番7から241番9まで

3 認定の取消しに係る認定番号

第41号

- 4 認定の取消しに係る認定年月日
令和4年1月11日
- 5 認定の取消年月日
令和5年6月1日

福岡市公告第179号

建築基準法第86条第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 申請者氏名
福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課長
- 2 対象区域の位置
福岡市南区弥永四丁目1番1及び弥永団地200番3の一部
- 3 認定番号
第5号
- 4 認定年月日
令和5年6月1日

福岡市公告第180号

建築基準法第86条第2項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第8項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 申請者氏名
福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課長
- 2 対象区域の位置
福岡市南区弥永団地44番3、60番17、149番3の一部、200番3の一部及び241番7
- 3 認定番号

第6号

4 認定年月日

令和5年6月1日

福岡市公告第181号

福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例（以下「条例」という。）第7条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者生活・就労支援施設条例施行規則第4条の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立清水ワークプラザ	福岡市南区清水一丁目
福岡市立なのみ学園	福岡市南区清水一丁目

備考 福岡市立清水ワークプラザについては、併設の施設である福岡市立南障がい者フレンドホームとの一括管理とする。

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

名 称	開 館 時 間
福岡市立清水ワークプラザ	午前9時から午後6時まで
福岡市立なのみ学園	午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

日曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）及び12月29日から翌年1月3日まで

(3) 利用料金制度

条例第6条の2第1項に規定する利用料金については、同条第4項に基づき指定管理者が収受することができる。なお、指定管理者は、当該料金を定めようとするときは、同条第2項に定める手続により市長の承認を受けなければならない。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(5) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第4条に定める要件によること。

(6) 管理に関し本市が負担する金額

なし

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることのできる資格

次のいずれにも該当するもの

(1) 本市又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり、かつ、現に経営している社会福祉法人（以下「法人」という。）

ア 障害者支援施設を経営する事業

イ 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を経営する事業

(2) 次のいずれにも該当しないもの

ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

イ 法人又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの

ウ 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

(イ) 暴力団員が実質的に運営していること。

(ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

- (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- エ 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- オ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248
- (2) 期間
令和5年6月29日から同年8月28日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- (3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
令和5年8月21日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- イ 時間
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248

福岡市公告第182号

福岡市立障がい者フレンドホーム条例（以下「条例」という。）第13条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立南障がい者フレンドホーム	福岡市南区清水一丁目
福岡市立東障がい者フレンドホーム	福岡市東区松島三丁目
福岡市立博多障がい者フレンドホーム	福岡市博多区西月隈五丁目

備考 福岡市立南障がい者フレンドホームについては、併設の施設である福岡市立清水ワークプラザとの一括管理とする。

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第4条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 条例第5条第1項に規定する利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の建物及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第2条に規定する開館時間

(2) 休館日

規則第3条に規定する休館日

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第5条第1項に規定する要件によること。

(5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

名 称	上 限 額	備 考
福岡市立南障がい者フレンドホーム	22,161千円	上限額は令和6年度のものであり、議会の議決により額が変動することがある。
福岡市立東障がい者フレンドホーム	31,076千円	
福岡市立博多障がい者フレンドホーム	29,662千円	

- (6) 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準
- (1) 方法
次号アからエまでに掲げる基準の適合審査
- (2) 基準
- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補者となることができる資格
次のいずれにも該当するもの
- (1) 次に掲げる公の施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
- ア 福岡市立南障がい者フレンドホーム 本市又は福岡都市圏において、次のいずれかの社会福祉事業の実績があり、かつ、現に経営している社会福祉法人
- (ア) 障害者支援施設を経営する事業
- (イ) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を経営する事業
- イ 福岡市立東障がい者フレンドホーム及び福岡市立博多障がい者フレンドホーム
安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる社会福祉法人等の法人
- (2) 次のいずれにも該当しないもの
- ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- イ 社会福祉法人若しくは社会福祉法人等の法人（以下「法人」という。）又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
- ウ 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの
- (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
- (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
- (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- (エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
エ 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
オ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248
- (2) 期間
令和5年6月29日から同年8月28日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）を除く。）
- (3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
令和5年8月21日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- イ 時間
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248

福岡市公告第183号

福岡市立点字図書館条例（以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立点字図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第10条の規定により次のように公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立点字図書館	福岡市早良区百道浜三丁目

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 条例第3条に規定する利用の制限に関する業務
- (3) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

規則第2条に規定する開館時間

(2) 休館日

規則第3条に規定する休館日

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(4) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第3条に規定する要件によること。

(5) 管理に関し本市が負担する金額の上限

令和6年度 42,335千円（議会の議決により額が変動する場合がある。）

(6) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

安全かつ円滑に当該公の施設の管理運営ができる社会福祉法人等の法人（以下「法人」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

-
- (2) 法人又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金を滞納しているもの
- (3) 法人又はその代表者が次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (4) 法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (5) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248
 - (2) 期間
令和5年6月29日から同年8月28日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）を除く。）
 - (3) 時間
午前9時から午後5時まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
 - ア 期間
令和5年8月21日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 時間
午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出先
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福祉局障がい者部障がい企画課）
電話 092-711-4248
-

福岡市公告第184号

福岡市排水設備指定工事店規則第2条の規定に基づき、福岡市排水設備指定工事店を次のように指定したので、同規則第10条の規定により公告する。

令和5年6月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

整理番号	指定番号	商号又は名称	代表者	所在地
1	5-1287	a n g e プランニング	松尾 義幸	福岡市東区雁の巣二丁目14番7-102号
2	5-1210	イイダ工業	飯田 虎彦	福岡市西区野方五丁目54番4号
3	5-1112	有限会社 梅野エルピー	梅野 一洋	大川市大字三丸774番地3
4	5-1115	株式会社 落合設備	落合 清和	福岡市早良区次郎丸五丁目11番36-4号
5	5-1019	北崎設備	北崎 泰之	福岡市早良区大字西2101番地
6	5-187	木村土建株式会社	木村 寿子	福岡市博多区大井一丁目6番3号
7	5-182	小池住宅産業株式会社	小池 誠	糸島市前原中央二丁目6番7号
8	5-1288	株式会社 坂本風呂	青木 和彦	福岡市博多区吉塚六丁目5番28号
9	5-1289	株式会社 SANSYOU	山本 祥平	北九州市八幡西区本城東一丁目1番41号
10	5-1116	有限会社 下河商会	木村 泰三	福岡市博多区新和町一丁目1番20号
11	5-283	有限会社 正野建設	正野 恒明	福岡市東区舞松原五丁目5番8号
12	5-1023	株式会社 白川設備工業	白川 和大	古賀市中央三丁目1番9号
13	5-284	有限会社 新栄システム	加々良裕二	那珂川市今光五丁目170番地
14	5-1213	積水ハウス建設九州株式会社	豊嶋 卓也	福岡市博多区井相田二丁目10番13号

15	5-1290	積水ハウス建設九州株式会社 福岡支店	山田 実	福岡市城南区東油山二丁目7番17号
16	5-1117	株式会社 創水設備	内 俊博	福岡市西区室見が丘二丁目14番1号
17	5-1214	田井設備株式会社	田井 竜二	福岡市早良区有田四丁目32番11号
18	5-82	大丸建設株式会社	大山 秀貴	福岡市博多区金の隈二丁目17番22号
19	5-1025	拓馬商会	馬越真一郎	福岡市東区和白東二丁目1番38号
20	5-1018	タニイ設備	谷井 竜次	福岡市西区石丸一丁目18番4-407号
21	5-1027	鶴田工業株式会社	福田 央史	福岡市城南区長尾三丁目27番23号
22	5-1024	株式会社 徳翔	徳地 力	福岡市西区野方二丁目13番13号
23	5-372	有限会社 都市住宅設備	高木 俊伸	福岡市西区姪の浜四丁目22番5号
24	5-1291	株式会社 中村設備	中村 佳孝	福岡市博多区東那珂三丁目4番28号
25	5-1292	中村設備工業株式会社	中村 仁	北九州市八幡西区椋枝二丁目9番3号
26	5-1215	西日本水道サービス	大山 敏雄	飯塚市若菜256番地65
27	5-578	株式会社 稗田設備工業	稗田 一臣	糸島市加布里四丁目10番18号
28	5-1293	株式会社 光商会	森田 尚美	糟屋郡宇美町宇美中央一丁目10番10号
29	5-580	有限会社 久江設備工業	久江 清吾	糟屋郡志免町別府四丁目4番28号
30	5-1031	久田工業	小島 重幸	福岡市南区老司二丁目9番80号
31	5-1021	有限会社 平田設備	平田 正之	大野城市南ヶ丘七丁目16番5号
32	5-1020	不二商企画	前田 稔	福岡市早良区田隈三丁目68番23号

33	5-1217	プラスワン株式会社	石橋 正敏	福岡市早良区小田部二丁目14番5-202号
34	5-1294	株式会社 フルテック	古家 慎吾	福岡市西区大字羽根戸387番地
35	5-1120	株式会社 本多設備工業	本多祐一郎	北九州市小倉南区城野一丁目13番6号
36	5-1121	有限会社 宮本産業建設	宮本 益成	福岡市東区大字志賀島1274番地
37	5-1030	株式会社 more	矢田真由美	福岡市城南区樋井川三丁目25番11号
38	5-1123	株式会社 ワイテック	吉村 伸介	福岡市西区愛宕浜二丁目3番11号

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤
令和5年 5月18日	第6958号	13	下から 9行目	下の表のとおり

表

誤	福岡市早良南図書館の複写手数料の徴収事務	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター
	4 委託期間が令和5年5月1日から令和6年3月31日までの事務	
	自己搬入ごみのごみ処理手数料の収納事務	大阪市中央区今橋四丁目5番15号 三井住友カード株式会社
	自己搬入ごみのごみ処理手数料の収納事務	熊本市中央区花畑町10番31号コスモス花畑ビル 株式会社 九州しんきんカード
正	福岡市早良南図書館の複写手数料の徴収事務	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター

